

みなさんの意見を寄せてください

市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(案)

市では、既に都市計画決定している地区計画の内容のうち、建築物の用途や構造、敷地に関する制限を、建築基準法第68条の2の規定に基づいて条例化する事で、より確実な地区計画の実現を目指すために、「市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(案)」を策定しました。この案をもとに、さらに広く市民の意見を計画に反映させるため、市民意見提出手続(パブリック・コメント)を実施します。寄せられた意見は必要に応じて、計画に反映してまいります。その結果は、市ホームページなどで公表します。

*計画とかかわりのないもの、意見提出で氏名など必要事項の記載がないもの、第三者の正当な権利を侵害する意見などは、手続を適用しなかったり、公表をしないこともあります

*個別の回答はしません

■問い合わせ先 都市計画課 ☎(36) 1484

【関連記事1ページ】

●計画名 市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(案)

●内容 現在、市内15地区で各地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりのルールが地区計画に定められ、届出・勧告制度による運用を実施しています。今回の条例化で、条例に定められた制限が建築確認の審査対象になるとともに、是正命令など建築基準法による規制措置が可能となります

●意見募集期間 11月22日(月)～12月21日(火)

●閲覧場所 都市計画課窓口(市役所本館北側2階)、市役所本館1階・情報コーナー、大島行政センター、中央公民館、岬地区公民館、宗像ユリックス、各地区コミュニティ・センター、

市民活動交流館(メイトム宗像)、市ホームページ(http://www.city.nunakata.jp)、「市内にお住まいの方」↓市民意見提出手続パブリック・コメント

●応募資格 市内に在住か通勤、通学する人、事業所などを持つ人、計画案に利害関係のある人

●意見の提出方法 提出の様式は自由ですが、①住所②氏名③電話番号④市外の人は勤務先など市との関係や利害関係を明記し、都市計画課へ郵送(〒811-3492/住所不要)か持参か、ファックス(37)1242か、メール=tosikei@city.nunakata.fukuoka.jp、市ホームページ(前述)のいずれかで提出を



国土交通省

「日の里地区を中心に実証実験 環境対応車を活用した 手軽な車両の利用ニーズを調査」

環境対応車(電動バス、電気自動車、超小型モビリティ)を活用したまちづくりを推進するため、国土交通省が平成21年度に研究会を設立。国の関係機関や地方公共団体との協働で、環境対応車の導入に向けた課題の改善や、どのような交通を対象とし、どのような走行空間、駐車空間、充電施設などを整備するかについて検討してきました。

平成22年度には、国が環境対応車を活用したまちづくりに関する実証実験のため、実験場所の提供や協働で実施する地域を募集。宗像市は実験地域として採択

を受けました。福岡市と北九州市の中間に位置する宗像市は、両市への通勤などのアクセスに優れ、豊かな自然に囲まれた住宅都市として発展してきました。一方で、地域内の交通では、自家用車利用に偏重した交通体系が定着している状況です。実際、日常生活の中で車を利用するほどの距離ではないのに、それ以外の適切な移動手段が少ない状況が見られます。つまり、移動手段として自動車よりも速く移動が可能で、自動車ほどの走行性を求めない車両に対する潜在的ニーズが高いと予想されています。

また、自動車からより小さな車両への乗り換えが進むことは、二酸化炭素(CO2)の排出抑制にも寄与し、住民の移動手段転換を図ることは、環境配慮への重要な取り組みであると考えています。

市では、平成23年2月から日の里地区を中心に、超小型車両を実際に街中に導入した実証実験を予定しています。昭和40年代当時、西日本最大級の住宅団地として開発された日の里地区で、軽自動車が過剰性能と感じている人らを中心に、超小型車両の走行・利用に関する検証などについて問い合わせ先 定住化推進室 ☎(36) 1284

●検証内容

- ▽既存の各種移動手段と超小型車両の機能分担と具体的な超小型車両の活用場面・運用システムを設定し、有効性や導入可能性を検証
- ▽さまざまな活用場面に最適となる車両の仕様(乗車定員、出力、最大積載量、最高速度、車両のサイズ、安全レベルなど)を検証
- ▽路外や路上での超小型車両に対応した駐車空間(駐車枠の大きさ、路上などを活用した駐車空間、車路の幅員・傾斜など)の検証

平成21年度の発行数は約2万5,000部

市民課窓口から

自動交付機による証明書発行

暗証番号を記録させた磁気カード式の印鑑登録証を使って、自動交付機から本人の住民票の写し、印鑑登録証明書、税関係証明書の一部を取ることができます。また、同一世帯の人の住民票や、年金などの申請書を作成する際に必要な「住民票コード」を記載した住民票も取得することができます。

平成21年度の自動交付機による住民票の写しと印鑑登録証明書の発行数は、市民課の全有料証明書の約23%を占め、窓口の混雑を和らげる効果をもたらしています。

- 設置場所 ①市役所正面玄関横 ②自由ヶ丘コミセン内 ③赤間西コミセン内 ④アクシス玄海内(平成23年3月31日で閉館予定)
 - 利用時間 ①=8:30~20:00(土・日曜日、祝日は17:00まで) *12月29日~翌年1月3日まで利用不可 ②③④=9:00~20:00(土・日曜日、祝日は17:00まで) *毎週月曜日、8月13日~同15日、12月28日~翌年1月4日、コミセンの臨時休館日は利用不可
 - 注意事項
 - ▽暗証番号を記録した磁気カード式の印鑑登録証を使っていない場合や暗証番号を忘れた場合、磁気カードが不良の場合などは、自動交付機の利用ができません
 - ▽税関係証明書は、交付できる種類や年度などが限られています。利用前に問い合わせください
 - ▽自動交付機を利用するためには、暗証番号を記録させた磁気カード式の印鑑登録証が必要です。磁気カード式の切り替えや暗証番号の登録などを、市民課と大島行政センターで受け付けています
- 問い合わせ先
- ▽市民課 ☎(36) 1126
 - ▽税務課 ☎(36) 5270

好評発売中! 広告主を募集 広報紙とホームページ

市では、平成18年10月から市の広報紙とホームページに有料広告を掲載しています。あなたも広告を出してみませんか。

◎広告の規格と掲載料 (このほかにも1/3ページ、1/2ページの規格があります)

| 規格 | 広告の大きさ | 料金(1冊1月につき) | 色数 |
|--------|-------------------|------------------|------|
| 1号 広報紙 | 縦 5.9cm 横 12cm | 1枠当たり 20,000円 | 白黒1色 |
| 2号 広報紙 | 縦 5.9cm 横 24cm | 1枠当たり 36,000円 | 白黒1色 |

※1年間に12号以上掲載を希望する場合は10%、6号以上掲載を希望する場合は5%を掲載料から割り引き

◎締め切りは掲載希望月の2カ月前

市では今後、印刷物などにも有料広告を掲載し、蔵入の確保に努めていく予定です。みなさまの理解と協力をお願いします。

■問い合わせ先 情報政策課広報係 ☎(36)1055

TAKAYAMA 株式会社 高山不動産

設立38年の信頼と実績の高山不動産へお任せください

土地 建物 売買 賃貸 仲介

★賃貸管理物件・売却物件を募集しています! ★無料で査定させていただきます!

まずは、お気軽にご相談ください!

☎ 0940-32-0624